

諮問にある長期計画についての審議（案）

《令和2年度の審議計画（案）》

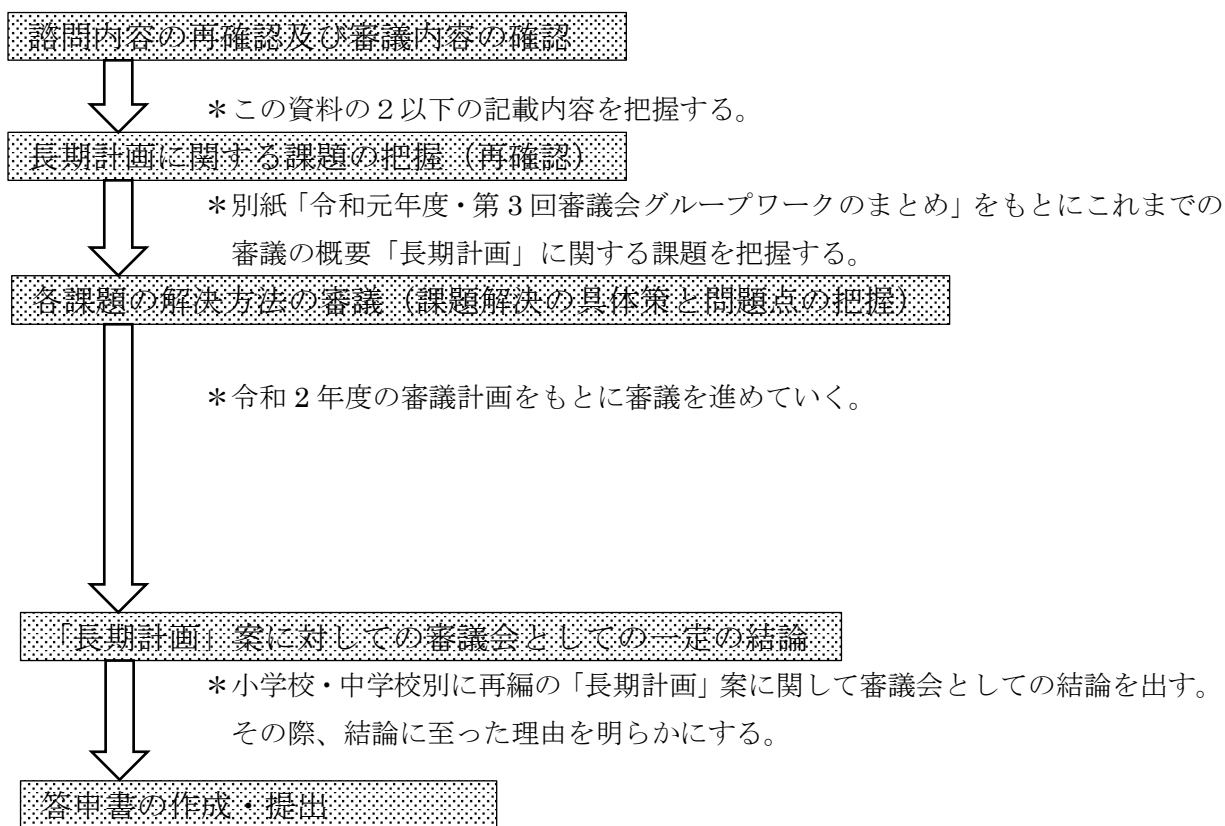
会長 高橋 守

1 令和2年度の審議について

令和2年度は諮問にある「長期計画」（案）について審議し、審議会としての一定の結論を出し、答申書を作成して提出することが審議会の役割となる。提出期限は令和3年2月までで、1月末には答申書を作成しなければならない状況にある。

「長期計画」案に関しては令和元年度の審議の中で「長期計画の再編案における課題」（別紙資料参照）を一応大まかにまとめてきている。そこで、これらを基に今年度の審議を進めていくが、審議委員の一部交代もあり、新しい審議委員の方には資料を基に審議課題を把握していただき、まずは委員全員でこれまでの審議資料により長期計画に関する審議課題を把握していくことから始める。

審議全体の見通しとしては下図に示す流れになるが、審議会の開催回数は全体で10回と限られているため、かなり効率的に進めていく必要がある。そこで、それぞれの審議会の審議課題について、できるだけ事前に審議のポイントを示し、委員一人一人がそれぞれの考えを整理して審議会に臨めるような体制を組んでいきたいと考えている。また、考えの整理に必要な資料は教育委員会の協力を得て事前に配布できるようにしていきたい。



: 文書として答申書を作成し、提出する。

2 令和2年度の審議の進め方

以下に示す町内小中学校の再編計画案に関して、次の流れでこの計画案は適切であるか、問題点はないか等を審議し審議会としての答申をまとめる。

(1) 諮問内容の再確認及び審議内容の確認

今後審議すべき諮問内容は次のとおりである。

諮問内容(要点)

【再編計画】

<長期計画>

- 町内小中学校全校を対象として
小学校6校を2校にし、学校の位置を現小川小学校と西中学校にする。
中学校3校を1校にして、学校の位置を現檮台中学校にする。
- 再編により生じる学校は、新たな校名を附し、新たな学校として設置する。
- 再編は概ね10年をめどとする。

【再編の基本方針】

- ① 近年における児童生徒数の減少に伴って生じている教育課題を緩和、解消するため、町立小中学校全校を対象として再編を行う。
- ② 再編計画作成に当たっては、長期的な視点を持って行うとともに、併せて短期的な課題解決が可能な学校についての再編を行う。
- ③ 小学校の複式編制の状況を教育環境劣化の重要課題として捉え、再編を行う。
- ④ 再編に伴い通学距離が変わることにより、環境の変化が生じる可能性のある児童生徒については、その安全対策を検討する。
- ⑤ 児童生徒の安全安心と教育効果の維持・向上を図るため、学校施設の老朽化への対策を検討する。

(2) 長期計画に関する課題の把握(再確認)

別紙資料「令和元年度：第3回審議会グループワークのまとめ」により、「長期計画」に関する課題を把握する。

また、さらに追加する課題がある場合にはそれも押さえておき、今後の審議に生かす。

(3) 各課題の解決方法の審議(課題解決の具体策と問題点の把握)

各課題の解決方法の審議は短期計画の審議の時と同様、二つのグループに分けたグループ別の審議と全体会での審議を組み合わせ、次の「令和2年度審議計画のとおり進めていく。また、小学校の再編案に関する審議は短期計画の審議に用いた7つとし、中学校の再編案の審議は、これに「部活動」を加えて8つの観点とする。

《 令和2年度の審議計画 》

令和2年

〔6月〕 第1回

審議の流れ（審議計画）の確認及び長期計画の課題把握（全体会）

審議の流れ（審議計画）の確認し、長期計画の課題全般を把握する。

第2回

小学校の再編案に関する課題解決についての審議①（グループ別）

長期計画にある小学校の再編案に関して、グループ別に課題解決策を審議し課題解決の方法と問題点をあきらかにする。

〔7月〕 第3回

小学校の再編案に関する課題解決についての審議②（グループ別）

長期計画にある小学校の再編案に関して、グループ別に課題解決策を審議し課題解決の方法と問題点をあきらかにする。（前回の続き）

〔8月〕 第4回

小学校の再編案に関する審議のまとめ及び中学校の再編案に関する課題把握（グループ別）

グループ別に小学校の再編案に関する審議のまとめを行い、小中の関連を踏まえて中学校の再編案の課題を把握する。

〔9月〕 第5回

小学校の再編案に関するまとめ審議（全体会）＊一定の結論を出す。

全体会で小学校の再編案に関する審議のまとめを行う。

第6回

中学校の再編案に関する課題解決についての審議①（グループ別）

長期計画にある中学校の再編案に関して、グループ別に課題解決策を審議し課題解決の方法と問題点をあきらかにする。

〔10月〕 第7回

中学校の再編案に関する課題解決についての審議②（グループ別）

長期計画にある中学校の再編案に関して、グループ別に課題解決策を審議し課題解決の方法と問題点をあきらかにする。（前回の続き）

〔11月〕 第8回

中学校の再編案に関するまとめ審議（全体会）＊一定の結論を出す。

全体会で中学校の再編案に関する審議のまとめを行う。

〔12月〕 第9回

長期計画の答申内容（素案）の検討（全体会）

素案をもとに答申内容を検討する。

令和3年

〔1月〕 第10回

長期計画の答申書の検討（全体会）

提出できるように長期計画に関する答申書を作成する。

（2月）

長期計画に関する答申書の作成・提出

《審議の観点》

〔小学校の再編案に関する観点〕（別紙「観点別審議内容」参照）

- 観点1 統合の形態（小学校6校を2校にして、学校の位置を現小川小学校と西中学校にする）
- 観点2 通学方法
- 観点3 心のケア
- 観点4 統合に関わる学校の施設・設備・予算
- 観点5 地域・保護者（学校と地域・保護者とのつながりに関して）
- 観点6 再編計画の期間（10年をめどに再編することについて）
- 観点7 総合的な視点

〔中学校の再編案に関する観点〕別紙「観点別審議内容」参照）

- 観点1 統合の形態（中学校3校を1校にして、学校の位置を現檜台中学校にする）
- 観点2 通学方法
- 観点3 心のケア
- 観点4 部活動
- 観点5 統合に関わる学校の施設・設備・予算
- 観点6 地域・保護者（学校と地域・保護者とのつながりに関して）
- 観点7 再編計画の期間（10年をめどに再編することについて）
- 観点8 総合的な視点

（4）「長期計画」案に対する審議会としての一定の結論（審議のまとめ）

上記の観点1～6（中学校の場合は観点1～7）の観点別審議を終えた後に、観点7（中学校の場合は観点8）に審議を行い、諮問にある町の小中学校再編の「長期計画」に関して、その是非について理由を明らかにし、審議会としての一定の結論を出す。

なお、「総合的な視点」の中では廃校となる学校の跡地利用の問題など観点別の中に含まれなかったものも取り上げて審議する。

（5）答申書の作成・提出

審議の経過と審議会の一定の結論に基づいて諮問に対する答申書を作成する。作成に当たっては、正副会長が教育委員会事務局の協力を得て素案を作成する。この素案を基に審議会の審議を経て答申書としてまとめ、提出する。